

ビクターサービスエンジニアリング(株)

代表取締役 本田 豊晴 殿

JMIUビクターアフターサービス分会への団体交渉拒否・不当労働行為事件での

中労委命令にもとづく団交開催と 行訴断念・早期争議解決を求める要請

前略。貴社ますますご清祥のことと存じます。

さて、貴社製品の修理・補修業務を行う「代行店」労働者らが、貴社による一方的な「委託契約料」の引き下げ強行や、休日取得の極めて困難な勤務状況にたまりかねて、2005年1月、労働組合（全日本金属情報機器労働同組合＝JMIU）に加盟し、貴社に対して団体交渉に応じるよう求めました。しかし、貴社は「代行店」らを労働者として認めず団交拒否や組合敵視・組合脱退工作など理不尽な姿勢を続けてきました。大阪府労働委員会は「代行店」労働者らの労働者性を明確に認定した上で、貴社に団交応諾義務、謝罪文の手交などを命ずる不当労働行為救済命令を下しました。

更にまた本年2月20日、中央労働委員会でも府労委同様、貴社の団交拒否などは「労組法7条第2項に該当する不当労働行為」であると判断した府労委命令は相当であるとして、会社にすみやかに団体交渉に応じるよう命じています。行政機関である労働委員会から二度にわたってこうした命令が下されたのにもかかわらず、なおかつ団交を拒否し、新たな訴訟でいたずらに労使紛争を継続させる貴社の態度に強く抗議するものです。

今後も争議が長引けば、貴社の社会的信用はいよいよ失墜すると言わざるを得ません。貴社は今回の中労委命令を真摯に受け止め、争議の早期解決を図るため速やかに団体交渉に応じ、今後の円満な労使関係の構築に前向きな姿勢を示していただきますよう強く要請するものです。

以 上

2008年 月 日

住 所

団体名

代表者